

倉吉市特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月27日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市規則第12号

倉吉市特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

倉吉市特別医療費助成条例施行規則（昭和48年倉吉市規則第25号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前						
様式第2号（第5条関係） 特別医療費受給資格証 交付・更新 申請書 略	様式第2号（第5条関係） 特別医療費受給資格証 交付・更新 申請書 略						
略	略						
<table border="1"><tr><td><input type="checkbox"/> 身体障がい 3・4級</td><td><input type="checkbox"/> 知的障がい (療育A以外)</td><td><input type="checkbox"/> 精神障がい <u>2・3級</u></td></tr></table>	<input type="checkbox"/> 身体障がい 3・4級	<input type="checkbox"/> 知的障がい (療育A以外)	<input type="checkbox"/> 精神障がい <u>2・3級</u>	<table border="1"><tr><td><input type="checkbox"/> 身体障がい 3・4級</td><td><input type="checkbox"/> 知的障がい (療育A以外)</td><td><input type="checkbox"/> 精神障がい <u>2級</u></td></tr></table>	<input type="checkbox"/> 身体障がい 3・4級	<input type="checkbox"/> 知的障がい (療育A以外)	<input type="checkbox"/> 精神障がい <u>2級</u>
<input type="checkbox"/> 身体障がい 3・4級	<input type="checkbox"/> 知的障がい (療育A以外)	<input type="checkbox"/> 精神障がい <u>2・3級</u>					
<input type="checkbox"/> 身体障がい 3・4級	<input type="checkbox"/> 知的障がい (療育A以外)	<input type="checkbox"/> 精神障がい <u>2級</u>					
略 (備考) 略	略 (備考) 略						

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和5年8月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)
- この規則による改正後の様式第2号による用紙は、施行日前においても使用することができる。
(経過措置)
- この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式第2号による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。